

デイサービスセンター
にこトピア角田
居宅介護支援事業

運営規程

社会福祉法人 みやぎ会

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人みやぎ会が開設するデイサービスセンターにこトピア角田（以下、当事業所という）は、介護保険法に基づく事業所である。本規程は、当事業所が実施する指定居宅介護支援事業が適切に運営されるための人員及び管理運営に関する事項について定めるものとする。

(方針)

第2条 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本とし、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅においてその人らしさを大切にし、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、利用者の選択に基づく適切な介護保険サービスが効率的かつ公正中立に提供されるよう居宅介護支援を行う。

(事業所の名称等)

第3条 居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下の各号の通りとする。

- (1) 名 称：デイサービスセンターにこトピア角田
- (2) 所在地：宮城県角田市角田字牛館53番地2

第2章 組織

(職員の種類及び職務内容)

第4条 当事業所には、以下の各号の職を置く。

- (1) 管 理 者：当事業所の職員の指揮・監督をし、事業所の適切な運営がなされるよう統括する。
- (2) 介護支援専門員：指定居宅介護支援の提供にあたる。

(職員の定数)

第5条 当事業所の職員の定数は、平成11年厚生省令第38号第2条及び第2条第2項に基づき、以下の各号の通りとする。なお、業務の状況、法令の改定に応じて職員数は変更される。

- (1) 管 理 者：1名（介護支援専門員兼務）
- (2) 介護支援専門員：1名以上（管理者と兼務含）

第3章 事業の内容

(サービスの提供)

第6条 居宅介護支援事業のサービスの提供方法は、以下の各号の通りとする。

- (1) 介護支援専門員は、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえ速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助する。
- (2) 当事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、あらかじめ利用者及びその家族等に対して運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を十分に説明すると共に、契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族等と利用契約を締結する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求める。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、MDS-HC方式に基づく課題分析票を用いて、利用者の有する能力、すでに提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために、解決すべき問題を把握する。
- (5) 介護支援専門員は、サービスの提供に当たっては、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、利用者の状況の調査、説明等を実施する。
- (6) 利用者及びその家族との通常の相談の場所は、当事業所内に設置する相談室とする。

(サービスの内容)

第7条 居宅介護支援事業のサービスの内容は、以下の各号の通りとする。

- (1) 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
- (2) 介護支援専門員は、要介護認定等の更新の申請が、現在の要介護認定等の有効期間が終了する前に行われるよう利用者に対して必要な援助を行う。
- (3) 介護支援専門員は、利用者及び家族等の希望、利用者の把握された課題に基づいて、当該地域における介護給付対象サービス体制等を検討の上、利用者に居宅サービス計画を作成する。

- (4) 当事業所は、利用者から依頼があった場合、当事業所における居宅サービスの内容等に関する計画及びその実施状況に関しての情報を提供する。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、契約者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定している。
- (2) 成年後見人制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決性を整備する。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (5) 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報する。

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置)

第10条 事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のため委員会を設置し、従業者に対する研修及び訓練を実施する。

(男女の均等な機会及び待遇の確保)

第11条 事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント委員会を設置し、研修及び適切に対処するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続し居宅介護支援の提供を受けられるよう、また居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画と訓練及び関連機関との連携についての対策を講じるよう努めることとする。

(事故に対する対応)

第 13 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、利用者またはその家族等に対し、速やかに損害賠償を行う。但し、当事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(営業日及び営業時間)

第 14 条 当事業所の営業時間は、以下の各号の通りとする。

- (1) 営業日：毎週月曜日から金曜日まで（祝祭日は営業）
- (2) 営業時間：8：30 から 17：30 まで
- (3) 休日：毎週土・日曜日、年末年始（12月30日から1月3日まで）
- (4) 事業所電話番号：0224-61-2225

(サービスの実施地域)

第 15 条 当事業所の通常のサービスの実施地域は、角田市、丸森町、柴田町、大河原町、山元町、亘理町、福島県浪江町とする。

(利用料)

第 16 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスである場合は、無料とする。

- 2 第 15 条の通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費であっても無料とし、徴収しない。

第 4 章 その他

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、虐待防止・権利擁護・認知症ケア・介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- ② 継続研修 事業所内会議及び適宜の研修

(遵守事項)

第 18 条 当事業所及び職員の遵守事項は、以下の各号の通りとする。

- (1) 当事業所職員は利用者と協力し合い、利用者の在宅介護を支援する。
- (2) 当事業所職員は、就業時また退職後も業務上知り得た利用者に関する一切の秘密を口外してはならない。また、利用者または利用者の家族の個人情報の利用に関しては、あらかじめ文書により本人または家族の同意を得る。
- (3) 当事業所は与えられた社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るための機会を設ける。また、帳簿の整備等、業務体制を整備する。

(補足事項)

第 19 条 本規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやぎ会と当事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

1 この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

平成 25 年 7 月 1 日 一部改訂

平成 29 年 1 月 1 日 一部改訂

平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 3 月 1 日 一部改正

令和 5 年 2 月 1 日 一部改正

令和 5 年 8 月 1 日 一部改正

令和 5 年 10 月 1 日 一部改正

令和 5 年 12 月 1 日 一部改正

令和 6 年 7 月 1 日 一部改正

令和 7 年 2 月 16 日 一部改正